

ヒューマンロコモーション評価技術協議会 (Consortium for Human
Locomotion Assessment Technology: CHLAT) 運営会則

独立行政法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17規程第44号)に基づいて設置する、ヒューマンロコモーション評価技術協議会の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第1条 独立行政法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)デジタルヒューマン工学研究センターに、ヒューマンロコモーション評価技術協議会(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、歩行・走行動作推定と健康サービス技術に関連する情報の共通認識形成を図りつつ、関連技術の研究開発を産学官が連携して推進する体制を構築し、企業・大学・研究機関の技術交流の場を提供することにより、歩行・走行に基づく健康サービス技術向上及び普及を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 本会則において、「歩行・走行動作推定と健康サービス技術」とは、加速度センサやジャイロセンサなど、ユーザの身近にあるセンサから情報を収集し、歩行や走行動作に関連する様々な指標を分析、推定し、それらを顧客に提示することで、顧客自身が健康に役立つ取り組みを「はじめる」「つづける」ことを支援するための技術群である。

(事業)

第4条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 国内外の歩行・走行動作推定と健康サービスに関連する最新技術の調査及び情報交換
- 二 歩行・走行と健康サービスに関連する技術の課題・導入実績・事例等についての技術討論
- 三 歩行・走行と健康サービスに関連する技術ロードマップの作成
- 四 その他本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 会員とは、本会則に賛同し、前条に規定する事業の推進を図る者で、次条第2項及び第3項に基づき入会を承認された法人会員、個人会員及び特別会員(以下「会員」という。)をいう。

- 一 法人会員は、法人又は団体とする。法人会員の登録人数は5名までとする。
- 二 個人会員は、大学又は公的研究機関の研究者とする。

三 特別会員は、前二号以外で下記の条件に合致する法人、団体又は個人とする。

(1)産総研と前年度において、歩行・走行と健康サービスに関して、資金提供型共同研究情報開示契約を締結した法人、又は団体。特別会員の登録人数は2名までとする。

(2)その他、本コンソーシアムの会長が特に参加を認めた者
(会員の入退会等)

第6条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出するものとする。

2 法人会員の入会については、第9条に規定する運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

3 個人会員と特別会員の入会については、会長の承認をもって入会を決定するものとする。

4 会員で退会を希望する者は、事前に理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。

5 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。

6 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき

二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき

三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき
(会員の権利・義務)

第7条 会員は次の各号の権利を有する。

一 会員は、本事業に参加する権利を有する。

二 法人会員は、第11条に規定する総会への参加及び議決権を行使する権利を有する。
なお、会員の議決権は、それぞれ1とする。

三 個人会員及び特別会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

一 会員は、第14条第1項に規定する会費を負担するものとする。

二 会員は、第14条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。

三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

四 個人会員は、年度に1回以上の技術報告を行うものとする。

(役員)

第8条 本コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長1名を置く。

一 会長は、産総研デジタルヒューマン工学研究センターの長又は産総研に所属する職員のうちデジタルヒューマン工学研究センターの長が指名した者が務める。

二 副会長は、会長が指名した者が務める。

三 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

四 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときはその職務を代行する。

五 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員から構成される。

3 運営委員会の委員長は、会長が務める。

4 運営委員会の運営委員は、会員の中から会長が必要数を選出する。

5 運営委員会は、総会に議案を提出する。

6 運営委員会の事務は、次条に規定する事務局が行う。

(事務局)

第10条 本コンソーシアムの事務局は、産総研デジタルヒューマン工学研究センター内に置く。

2 事務局は、会長が指名した運営委員及びデジタルヒューマン工学研究センターに所属する職員が務める。

(総会)

第11条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

2 総会の議長は会長が務める。

3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。

一 事業計画及び第14条に規定する運営費に係る収支予算

二 事業報告及び第14条に規定する運営費に係る収支決算

三 その他、運営に関する事項

4 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は法人会員出席者数の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

5 会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとす

る。

(運営費)

第14条 本コンソーシアムの運営費は、法人会員からの会費をもって充てる。

一 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、20万円とする。

二 個人会員及び特別会員については、会費徴収を行わない。

2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第15条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 運営委員会は、当該年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

3 事務局は、当該事業年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第16条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第17条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするもの

と解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(解散)

第18条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合、運営委員会及び総会の議を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第19条 本会則の改廃については、総会の議を経て定める。

(設置期間)

第20条 本コンソーシアムの設置期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。